

四日市市総合体育館の設置及び管理に関する条例施行規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月23日

四日市市長 森 智 広

四日市市規則第22号

四日市市総合体育館の設置及び管理に関する条例施行規則等の一部を改正する規則

第1条 四日市市総合体育館の設置及び管理に関する条例施行規則（平成31年四日市市規則第3号）の一部を次のように改正する。

改正後	
別表第1（第4条、第5条関係）	
使用区分	申請期間
1 日本スポーツ協会又は中央競技団体等が主催、主管、共催する全日2日（準備及び撤去を除く。）以上の大会のために、当該施設を全面使用するとき。	使用する日の属する月の24カ月前の月の初日から <u>使用日</u> まで
(略)	
3 上記2の使用区分に該当し、定められた申請期間経過後に申請するとき。	初日の属する月の3月前の初日から <u>使用日</u> まで
4 上記2以外の使用区分で、1日単位、午前、午後、夜間で、当該施設を使用するとき。	
(略)	
備考 (略)	

改正前
別表第1（第4条、第5条関係）

使用区分	申請期間
<p>1 日本スポーツ協会又は中央競技団体等が主催、主管、共催する全日2日（準備及び撤去を除く。）以上の大会のために、当該施設を全面使用するとき。</p>	<p>使用する日の属する月の24カ月前の月の初日から<u>使用日の前日</u>まで</p>
(略)	
<p>3 上記2の使用区分に該当し、定められた申請期間経過後に申請するとき。</p>	<p>初日の属する月の3月前の初日から<u>使用日の前日</u>まで</p>
<p>4 上記2以外の使用区分で、1日単位、午前、午後、夜間で、当該施設を使用するとき。</p>	
(略)	
<p>備考 (略)</p>	

第2号様式を次のように改める。

四日市市公共施設案内・予約システム利用者登録申請書（団体登録用）

四日市市公共施設案内・予約システム利用者登録について、次のとおり申請します。

※印は必ず記入してください。

申請日※	年 月 日	申請区分※	新規・変更・抹消
フリガナ※			
団体名※			
フリガナ※			
代表者名※			
住所※	〒 —		
電話番号※	()		
メールアドレス（携帯可）登録は1つまで			
フリガナ※			
連絡者名※	代表者と同じ方の場合、名前のみの記入で結構です。		
住所※	〒 —		
電話番号※	()		
メールアドレス（携帯可）登録は1つまで			
(注) 記号（-^/等）はハッキリご記入ください。数字のゼロは0 / 英字のオーはOとご記入ください。			
パスワード※			

(注) パスワードは、英数字4桁で記入してください。

利用者番号							
-------	--	--	--	--	--	--	--

(注) 利用者番号は、既に利用者登録されている場合に記入してください。

※この申請書による個人情報は、公共施設案内・予約システムの適正な管理運営のために使用するものであり、個人情報の保護に関する法律及び関係法令にもとづき、適正に管理いたします。

第2条 四日市市総合体育館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則（令和4年四日市市規則第4号）の一部を次のように改正する。

改正後	
<p>第2条 四日市市総合体育館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を次のように改正する。</p>	
改正後	改正前
<p style="text-align: center;">（利用料金の還付）</p> <p>第14条 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p><u>3 前項の規定により利用料金の還付を受けた者が、変更・還付申請書と同時に第4条に定める使用許可の申請を行う場合に限り、変更・還付申請書に記載された還付金をその利用料金に充てることができる。</u></p> <p style="text-align: center;">（入場の制限）</p> <p>第16条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対し入場を拒絶し、又は退場を命ずることがある。</p> <p>(1)及び(2) （略）</p> <p>(3) 他人に危害を及ぼし、又は他人の迷惑になる物品若しくは動物の類を携帯する者。<u>ただし、動物の類を携帯し、入場することについては、身体障害者補助犬法（平成14年法律第49号）第2条第1項に規定する身体障害者補助犬を携帯する場合又は別に市長が定める基</u></p>	<p style="text-align: center;">（使用料の還付）</p> <p>第14条 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p style="text-align: center;">（入場の制限）</p> <p>第16条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し入場を拒絶し、又は退場を命ずることがある。</p> <p>(1)及び(2) （略）</p> <p>(3) 他人に危害を及ぼし、又は他人の迷惑になる物品若しくは動物の類を携帯する者</p>

<p style="text-align: center;"><u>準に従い、指定管理者が認めた場 合はこの限りでない。</u></p> <p>(4) (略)</p>	<p>(4) (略)</p>
---	----------------

改正前	
第2条 四日市市総合体育館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を次のように改正する。	
改正後	改正前
<p style="text-align: center;">(利用料金の還付)</p> <p>第14条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p style="text-align: center;">(入場の制限)</p> <p>第16条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対し入場を拒絶し、又は退場を命ずることがある。</p> <p>(1)から(4)まで (略)</p>	<p style="text-align: center;">(使用料の還付)</p> <p>第14条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p style="text-align: center;">(入場の制限)</p> <p>第16条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し入場を拒絶し、又は退場を命ずることがある。</p> <p>(1)から(4)まで (略)</p>

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、公布の日から施行する。

(シティプロモーション部スポーツ課)